## 令和4年度モニタリング評価結果について

#### 1. はじめに

戸田市上下水道事業包括委託の実施に伴い、受注者が契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施してまいりました。その評価結果について公表します。

※モニタリングとは、委託業務について発注者が定期的に業務の履行確認等を行い、 各業務を継続的に管理・監督することをいいます。

#### 2. 評価方法について

本業務委託の年間評価については、年3回行う定期モニタリングの評価結果 に基づき決定しています。評価基準については、表1のとおりです。

なお、定期モニタリングとは、達成状況の確認が必要な業務内容を一覧にした「モニタリングシート」を基に、書類確認、聴き取り確認、現地調査を行った上で各項目の評価を行うものです。

評価 評価基準 点数 要求水準書等注1を満たしており、かつ業務内容が優れており、 3 点 a 民間の技術力、企画力等が活用されている。 b 要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われている。 2点 要求水準書等を満たしておらず、口頭注意を行った。 0点 С 前回c評価を受けた項目について、今回のモニタリングまでに -1点 d 改善等が見られない。または、改善通告を実施した。

表1. 業務内容の評価基準

注1:要求水準書等とは、市の要求水準書と受注者が選定時に提出した技術提案書をいう。

全3回の定期モニタリングを実施したモニタリングシートから年間評価結果 を決定し、表2のとおり各業務の総合評価を算出する。

表2. 総合評価の算出ルール

総合評価	総合評価の基準	年間評価	点数
IV	平均が 2.5 以上	A	3 点
Ш	平均が 1.5 以上 2.5 未満	В	2 点
П	平均が 1.0 以上 1.5 未満	С	0 点
I	平均が 1.0 未満	D	-1点

#### 3. 年間評価結果について

年間評価結果については、下記のとおりです。

# 年間評価結果(令和4年度)

	評価項目	総合評価
1	料金・財務関係業務	Ш
2	給水装置関係業務	Ш
3	下水道関係業務	Ш
4	浄水場運転管理業務	Ш
(5)	ポンプ場・雨水排水施設運転管理業務	Ш

### 【所見】

令和4年度について、定期モニタリング(年3回)を基に各項目ごとに評価を行った 結果、要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われていることから、年間 評価がBとなり、総合評価をⅢとした。

総合評価の基となる年間評価において、各業務概ねB評価であるが、浄水場運転管理 業務において、各配水池の水位が需要実績から予測して、県水受水量、井水取水量とも に調整されているほか、適切な水圧及び水量の管理が維持されており、瞬時電圧低下等 の突発的な事象にも十分な運転管理ができていることから、評価がAの項目もあった。

令和5年度以降についても、引き続き安定した業務を維持しながら、更なる業務 レベルの向上を期待したい。